

国自貨第868号の2
令和6年3月29日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省物流・自動車局長
(公 印 省 略)

ラストマイル輸送等への輸送対策としての
自家用有償運送の許可に係る取扱いについて

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達を発出したので、この旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知方を願います。

別添

国自貨第868号
令和6年3月29日

各地方運輸局長
沖繩総合事務局長 } 殿

物流・自動車局長
(公印省略)

ラストマイル輸送等への輸送対策としての
自家用有償運送の許可に係る取扱いについて

近年の消費者ニーズの多様化や電子商取引の増加等を背景として、ラストマイル輸送（営業所から近距離の限られた区域内における住居等への配送をいう。以下同じ。）を中心に、事業用自動車のみでは、その輸送力の確保が困難となっている。このような現状に鑑み、良質な輸送サービスを確保し、あわせて、利用者ニーズに応えるため、道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第3号の規定に基づく自家用自動車の有償運送の許可に係る取扱いについて、別紙のとおり定めたので、事務処理上遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本通達は令和7年1月1日以降を別紙1（2）の利用計画とするものから適用し、これに伴い、「年末及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」（平成15年2月14日国自貨第91号）は令和6年12月31日限りで廃止する。